

障害者手帳上の重複障害の取扱いについて

障害者手帳上の重複障害の取扱いについて

身体障害が2つ以上重複する場合は、各々の障害の指数を合算することにより、障害等級を総合的に判定するが、知的障害又は精神障害との重複を考慮に入れる規定はない。

【身体障害】

異なる等級について2以上の重複する身体障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

具体的には、各障害程度等級ごとに指数が割り当てられており、障害が重複する時はその指数を合算し、合算指数によって総合等級を判定する。

割り当てられている指数は、1級：18、2級：11、3級：7などと定められており、障害が重複する場合、それら指数を合算し、その合計指数が18以上なら1級、11～17なら2級、7～10なら3級などと判定する。

【知的障害】

知的障害の障害程度が重度であるかの判定において、一定の身体障害（障害程度1～3級の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）を併せ持つ場合は考慮されるが、それ以外に重複障害を考慮する規定は特にない。

【精神障害】

精神障害においては、重複障害に関する規定は特にない。